

建設業許可申請等における営業所の確認について

○ 建設業許可申請等にあたっては、更新申請も含め、営業所の実態を確認するために下記の書類の添付が必要となっています。

1 営業所付近の見取り図

2 営業所の写真

- ① 建物の全景及び入り口部分の写真（事業所名を確認できる標識、看板、表示等の写っているもの）・・・各1枚
- ② 営業所の内部写真（机、電話、F a x、パソコン等の什器が写っているもの）・・・1枚
- ③ 既に建設業許可を受けている場合は、建設業法で定められた標識の写っている写真・・・1枚

3 営業所の所有状況がわかる書類

- ① 建物を所有している場合は建物の全部事項証明書（不動産登記）、建物が未登記の場合は固定資産評価証明書
- ② 使用承諾の場合は、使用承諾書（写）と貸主の所有が分かる①の書類
- ③ 賃貸の場合は賃貸借契約書（写）
※宅地建物取引主任者の記名・押印のない賃貸借契約書の場合は、貸主の所有が分かる①の書類を添付してください。

※上記書類が必要となる建設業許可申請等は次のものです

- ①新規 ②許可換え新規 ③更新 ④般・特新規＋更新 ⑤業種追加＋更新 ⑥般・特新規＋業種追加＋更新
- ⑦営業所の新設・所在地の変更にかかる届出

☆ 営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、少なくとも次の要件を備えているものをいいます。

- 1 請負契約の見積り、入札、契約等の実態的な業務を行っており、帳簿や契約書等が保存されていること。
- 2 経營業務管理責任者や専任技術者等、営業所に常勤する者が業務に当たる事務所部分を有し、机、電話、Fax、パソコン等の什器を備えていること。
- 3 営業所として独立性を有すること。同一建物の中に複数の営業所が設置されている場合には、営業活動が明確に区分されて行われており、従業員の行う業務が所属する営業所ごとに区分されるとともに、机、電話、Fax、パソコン等の什器も区分して使用され、書類についてもそれぞれの事業所別に整備されていること。
- 4 許可業種に対応する専任技術者が常勤していること。
- 5 主たる営業所には経營業務管理責任者が常勤していること。また、その他の営業所では契約締結などの権限を委任された営業所の代表者が常勤していること。
- 6 建設業許可業者である場合には、営業所において公衆の見やすい場所（室内でも室外でも可）に建設業法で定められた標識を掲げていること。

※建設業には全く無関係な本店や支店、単なる登記上の本店や支店は、上記の営業所には該当しません。また、建設業と関係があっても単なる作業所や資材置場、特定の目的で臨時で設置される工事事務所についても該当しません。

●建設業法で定められた営業所に掲げる標識

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣許可()第 号 知事許可()第 号 ※該当する方を記入する	
~~~~~			
(例) 特定建設業	土木工事業	奈良県知事許可(特-20) 第12345号	平成10年4月1日
~~~~~			
この店舗で営業している建設業			

35 cm 以上

40 cm以上

- ※ 標識については、公衆の見やすい場所（室内でも室外でも可）に掲げなければなりません。
- ※ 標識の材質については、特に定めはありません。
- ※ 看板制作業者と県は一切関係がありません。